

八議文第 7 号
令和 7 年 9 月 11 日

八雲町議会議長
千 葉 隆 様

文教厚生常任委員会
委員長 赤 井 睦 美

委員会所管事務継続調査報告書

本委員会が、閉会中の継続調査として決定を受けた所管事務調査について、八雲町議会会議規則第 75 条の規定により下記のとおり報告いたします。

記

1 調査事項

- (1) 保健・福祉行政に関する調査
- (2) 八雲総合病院、熊石国保病院の運営に関する調査
- (3) 教育行政に関する調査
- (4) 上下水道事業・簡易水道事業の運営及び環境行政に関する調査

2 調査期間

令和 3 年 11 月 9 日から令和 7 年 9 月 11 日

3 調査の経過

本委員会は、閉会中の所管事務継続調査事項について、現状及び問題点を把握するため、所管課からの報告及び資料の提出など、54 回にわたり調査を行ってきた。

また、このほかにも、二つの自治体病院を持つ八雲町が将来の財政に負担・不安を残さないために、今後の自治体病院の在り方について、経営状況を中心に学習会を開催している。

更に、ケアラー支援を推進する条例の策定に向けて専門家に相談しながら学習を積み重ね、八雲町ケアラー支援の推進に関する条例の制定に結び付けた。

4 調査の結果

- (1) 保健・福祉行政に関する調査

ケアラー支援を推進する条例の策定に向け、専門家に相談しながら学習を積み重ね、

八雲町ケアラー支援の推進に関する条例の制定に結びつけることができた。(別紙 1 参照)

子どもの補聴器助成について 聴覚機能が「障がい」の領域に入らず、グレーゾーンに位置する子どもにおいても、早期から補聴器をつけることにより、「きこえ」に好影響がある可能性があることから、助成することとなった。

第 3 期八雲町子ども・子育て支援事業計画について 切れ目のない子育て支援、令和 8 年度開始が予定されているこども誰でも通園制度など、子育てに必要な内容が網羅されている。一方喫緊の課題は少子化であり、出産に係る支援も重要だが、そこにつながる「出会い」の機会増大への取り組みも重要である。

熊石地域における保育園留学の取り組みについて 園児が減少する中、保育園留学の取り組みについて前向きな報告を受けたが、打診していた業者から結果的に行わない旨の報告を受け、中止となった。

(2) 八雲総合病院、熊石国保病院の運営に関する調査

両病院の経営状況 2つの自治体病院を経営している中、一定程度の赤字発生もやむを得ないものと思われるが、その累積額が拡大していくことにより町財政全体にも影響を及ぼし得るという事を鑑み、文教厚生常任委員会を中心とする議員有志で病院の経営状況に関する学習会を開催している。

令和 7 年 8 月 1 日新熊石国保病院のグランドオープン 猛暑の今夏に間に合い、病室からの景観も良く、快適な環境が提供されるものと期待している。整備した売店スペースに店舗が入ることが今後の課題である。

(3) 教育行政に関する調査

町立図書館へのエアコン設置について 来館者が快適に利用できる環境整備に向けて、早急に設置に向け取り組むよう依頼。

梅雲庭園隣接土地購入について 駐車場が狭小であるためという説明であり、新庁舎が完成後に公民館を解体した場合、大きな駐車場ができるため今無理に購入すべきではないという意見もあったが、駐車場整備により利用者の利便性に資するという結論に至る。

熊石地域における町立学校のあり方について 熊石中学校が複式になる可能性

が高いという事で、小学校と合わせて、義務教育学校を目指すという報告である。移行時期が遅いとそれだけ児童生徒数が減ってしまうため、義務教育学校の効果が発揮されにくいのではないかという意見もあり、今後も調査が必要である。

(4) 上下水道事業・簡易水道事業の運営及び環境行政に関する調査

バイオマス利活用施設の運営状況について 生ごみの堆肥化が進んでいないという状況のため現地視察を行う。設備も老朽化しているため、早急に修理し堆肥化に向け取り組むよう要望。当該施設の運営業者が変わることもあり、今後も状況を注視していく必要がある。

- ※ 毎月開催される文教厚生常任委員会における事件のうち、委員会で特に意見が多く交わされた案件や、現地視察を実施したものを抜粋して掲載している。なお、「避難行動要支援者個別計画」の作成に関わり、東日本大震災の被災地である福島県いわき市・宮城県亘理町にて行った視察調査については別紙2を参照のこと。
- ※ 令和5年12月14日付八議文第26号「委員会所管事務継続調査報告書(中間報告)」にて報告している事項については、記載を省略している。

文教厚生常任委員会

委員長	赤井睦美
副委員長	佐藤智子
委員	大久保建一
委員	関口正博
委員	倉地清子
委員	斎藤 實
委員	能登谷正人
委員	黒島竹満

【 八雲町ケアラー支援の推進に関する条例 】

家族が大勢いたり、地域の共助の力が豊かだった頃は、高齢者や心身に障がいを抱えた方、病気の方の介護や看護は、お互いに交代で支え合いながら行うことができていました。

しかし、現在は核家族化が進み、高齢化等により地域の支え合いの力も弱まり、介護や看護による家族への負担がとて重くなっています。また、昔から「家族の事は家族で」という考え方もまだまだ残っているため、介護や看護に疲れ果てていても「助けて!」「手伝って!」「疲れた!」という発信ができにくくなっています。

こうした状況の中、令和2年3月、埼玉県において、全国初の「ケアラー支援条例」が制定され、その中でケアラーを「高齢、身体上または精神上の障がい又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者」と、一般的な介護者よりも幅広く定義されており、「すべてのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現」が目的とされています。

他の自治体でも同じ趣旨の条例制定が活発になされている中、八雲町議会においても、文厚委員会と議員会の共催で専門家の北海道社会福祉協議会の中村健治氏をお招きし、ケアラーが置かれている現状と課題、支援条例制定の意義を学び、ケアされる人もケアする人も誰一人孤立することなく、自分らしく心豊かな生活を送ることができることを目指して、ケアラー支援の推進に関する条例の制定に取り組みました。

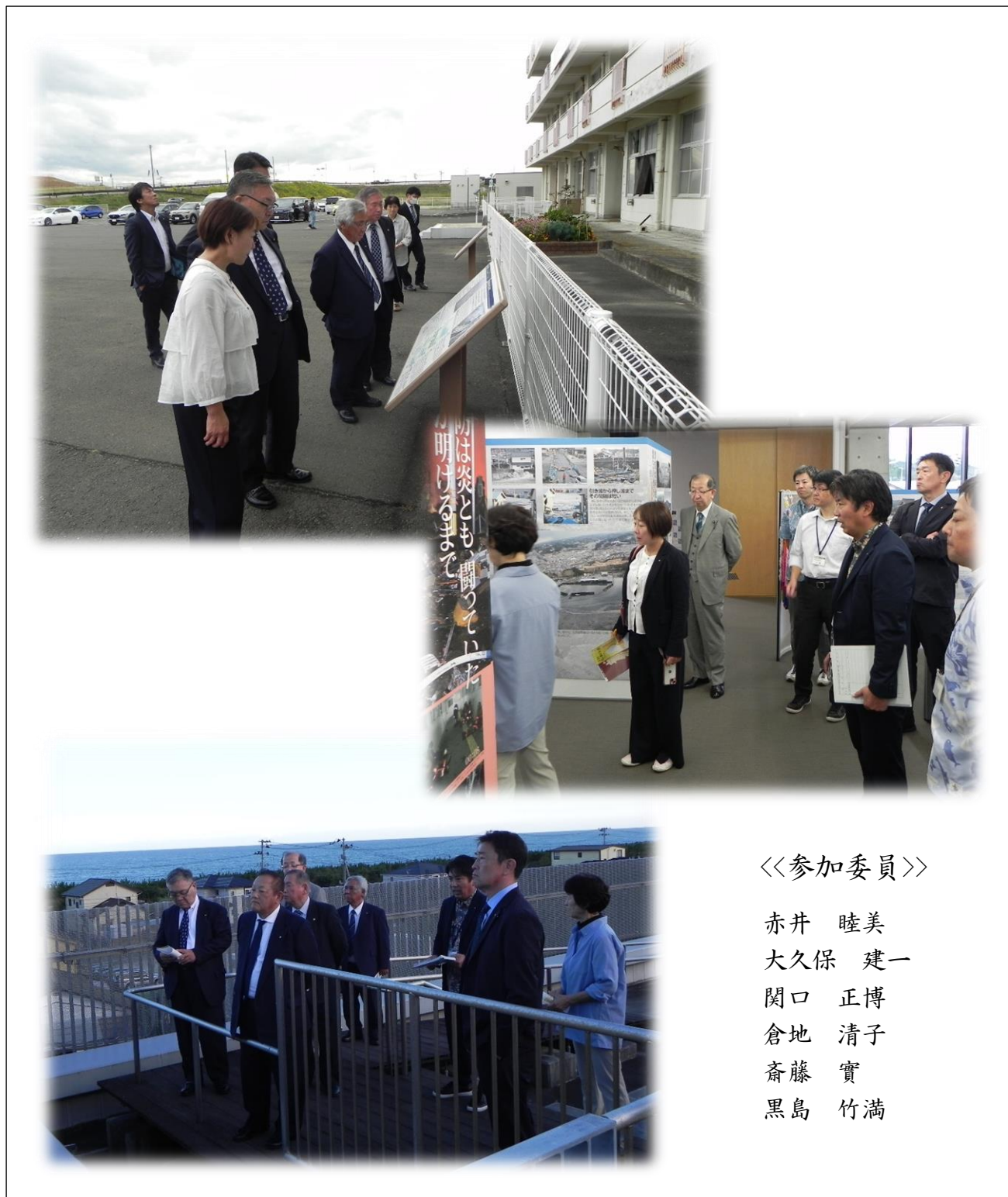
委員会としては条例の制定を通じて地域の実態を知り、本当に困っている方たちへこの条例の趣旨を伝え、公助はもちろん、共生共助ができる八雲町を目指し、これからも具体的な取り組みに繋げていかなければならないと思っています。

私たち八雲町議会は、軸足をしっかりと町民に置き、町民の声を聴き、町民と共に歩む『開かれた議会』『身近な議会』『行動する議会』を目指してこれからも取り組んで参りましょう。



2024 年度

文教厚生常任委員会視察研修報告書



＜＜参加委員＞＞

赤井 睦美
大久保 建一
関口 正博
倉地 清子
斎藤 實
黒島 竹満

八雲町文教厚生常任委員会

<<文教厚生常任委員会視察研修 日程表>>

令和6年10月15日（火）

6：00 八雲町役場 発
7：38 新函館北斗駅 発
10：29 仙台駅 着
11：00 仙台駅 発
14：30 いわき市地域防災交流センター

令和6年10月16日（水）

8：00～ いわき市 発
9：30 いわき震災伝承みらい館見学
10：10 原子力災害伝承館見学
13：00 亘理町役場
15：00 震災遺構 仙台市立荒浜小学校
16：00 仙台駅 着
16：53 仙台駅 発
19：44 新函館北斗駅 着
21：00 八雲町役場 着（解散）

<<視察の目的と成果>>

「避難行動要支援者個別計画」は、災害対策基本法で努力義務となる以前から、絶対必要だという事は十分理解していたが、そのことを実践するためには、どのような準備や心構え、訓練、連携等が必要なのかが実感として持てず、前に進めずにいた。そこで、東北大震災という未曾有の災害にあった地域のその後の取り組みに学ばせていただこうと、視察を依頼。実際、現地にお邪魔し、お話を聞くことで、机上ではわからないことをたくさん学ぶことができたと同時に、体験しなければわからないことだからこそ、日常の訓練や心構えが重要となることも痛感。もちろんどんなに計画をしっかり立てても、その通り実践できるとは限らないが、町全体で「逃げ遅れゼロ・災害死ゼロ」を目指して、一歩ずつ確実に歩めるよう、努力していくことの大切さを共有していきたい。

《いわき市 避難行動要支援者に係る個別避難計画》

☆ 制度の背景

平成 16 年に発生した新潟県等の豪雨災害や新潟県中越地震等の大規模災害において、災害時要援護者の避難の遅れ等による被害が認められたことから、国は、全国の市町村に災害時要援護者避難支援策の具体化に積極的に取り組むよう求めた。

平成 23 年の東日本大震災を受け、平成 25 年 6 月に災害対策基本法が改正され、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務化。

令和元年台風 19 号等の近年の災害においても多くの高齢者や障がい者等が被害に遭われている状況から、実効性のある避難支援に向けて、令和 3 年 5 月にも災害対策基本法が改正され、市町村に避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成が努力義務化。

☆ 法改正を踏まえ、本市においても、

～「逃げ遅れゼロ・災害死ゼロ」を目指して～

令和 4 年 2 月 1 日に市長記者会見により、避難行動要支援者支援制度に係る要支援者への新たな対応として、「個別避難計画」の作成を進めていくことを公表。

災害時に自力で避難することが困難な要介護者や障がいのある方など「避難行動要支援者」について、災害時の円滑かつ迅速な避難支援等につなげるため、市が訪問調査等を実施し、個別避難計画の作成を進めていく。

☆ 避難行動要支援者名簿の作成・共有

○避難行動要支援者の名簿を作成



情報共有

要介護 3～5	身障者手帳 1～2 級
療育手帳 A	精神障害者手帳 1 級
指定難病（医療措置あり）	その他希望者

○名簿情報を地域の関係者と共有（※同意者限定）

地区防災組織・行政区	消防団	民生・児童委員
地域包括支援センター	社会福祉協議会	警察機関



いざという時の

『円滑かつ迅速な避難支援等の実施』に繋げる

避難行動要支援者名簿登録者内訳（R6. 2月末）

登録区分※		避難行動 要支援者	同意取得者	同意未取得者	同意率
1	要介護認定 3～5	4,808	1,397	3,411	29.1%
2	身体障害者手帳 1～2	5,987	2,233	3,754	37.3%
3	療育手帳 A	705	321	384	45.5%
4	精神障害者手帳 1 級	173	31	142	17.9%
5	指定難病（医療措置）	128	44	84	34.4%
6	その他希望者等	3,620	3,620	0	100%
実人数		14,203	7,162	7,041	50.4%

※ 登録区分は 1 人で重複している方もいるため、合計しても実人数と一致しない

《Q & A in 亘理町》

Q1. 福祉避難所の設置状況、運営について～福祉避難所は何か所設けており、どのような施設・場所が指定されていますか。また、町民に対してその情報はどのように公表されているのでしょうか？

A1. 町では現在 15 か所の施設を福祉避難所として指定している。

- ・介護等で配慮が必要な方に対し、デイサービス事業所や介護老人福祉施設、介護老人保健施設、障がいがある方の避難所として障害者支援（入所）施設 1 か所と、特別支援学校 1 か所を福祉避難所として指定している。
- ・地域住民に対しての公表は、住民の方が自身の判断のみで直接福祉避難所へ避難してしまうと混乱が生じる可能性があることから、「亘理町地域防災計画」の記載にとどめている。
- ・本町の避難行動の基本的な考え方は、まずは指定一般避難所に避難してもらい、ケアマネージャーで組織している「居宅介護支援連絡会」等と連携し、要援護者の状況を把握し、必要なアセスメントを行ってから福祉避難所へ避難誘導することとしている。
- ・障害者支援施設については、人工呼吸器の使用が必要な重度の障害のある方について、個別避難計画を策定し、事前登録制とし、直接非難する体制としている。また、特別支援学校については、通学している生徒が避難対象となっている。

Q2. 発達障がい等、環境の変化や多人数が苦手なお子さんへの配慮について、具体例はありますか？

A2. 各指定避難所に、医療救護班を設置し、避難者の状態把握や要援護者の相談対応を行います。配慮が必要なお子さんについては、個々のお子さんの状態に合わせた環境整備を行う体制としている。

Q3. 避難所運営において、必要と思われるルールを教えてください。

A3. 本町では、福祉避難所運営に特化したルールは設けていないが、福祉避難所運営においては、受け入れ対象者の明確化から始まり、生活環境の整備、ガイドラインの遵守、情報共有、地域との連携まで、多岐にわたる取り組みが求められるので、これらを通じて、高齢者障がい者が安心して避難できる環境を整えることが、福祉避難所運営の基本だと考えている。

Q4. 防災に関する話し合いの場における女性の参加の割合を教えてください。また、その状況を改善するための取り組みは行われていますか。

A4. 本町の防災の根幹である「巨理町地域防災計画」を策定する防災会議は、30 人に委嘱しているが、うち 5 人が女性。近年の防災対策においては、女性視点での取り組みが非常に重要だという認識はあるが、ほとんどが関係団体の長が担っているという理由から、女性委員の割合を増やすことはなかなか困難な状況にある。

Q5. 災害備品には生理用品など、女性に配慮した物品が備えられていますか。

A5. R2 年度末から供用開始している「巨理町防災倉庫」内に「巨理町防災備蓄計画」に基づき生理用品や着替え等のスペースを確保するためのパーソナルテントを備蓄。

Q6. 災害時の避難行動要支援者が自身で町に情報登録するために、どのような働きかけをしているか。また対象者の登録率はどのくらいか。

A6. 町の定める避難行動要支援者に新たに該当した時（障がいであれば手帳交付時、要介護であれば直接郵送により）、情報登録について確認を取る。対象者の登録率は、約 25%。

Q7. 要支援者の登録制度を活用している事例はありますか。

A7. 要支援者の情報登録した方の名簿を自主防災組織代表者、民生委員・児童委員に配布し、個別避難計画の作成を依頼している。

Q8. 推進メンバーの確保、選出方法や全体の人数を教えてください。

A8. 個別計画の作成方法は、各地区に委ねているが、主に自主防災組織代表者が主体となって民生委員・児童委員や地区の班長などの 2～3 人で要支援者の所へ訪問することになっている。全体の人数については、自主防災組織代表者が 68 人、民生委員・児童委員が 67 人、計 135 人となっている。

Q9. 要支援者に係る名簿を共有する関係者は、同じ名簿を閲覧できる体制ですか。

A9. 自主防災組織代表者と民生委員・児童委員には同じ名簿を提供しているが、その他の支援者については、支援に最小限必要な範囲のみで共有することとしている。



いわき市の取り組みを学んでいます！



亘理町の巨大な備蓄倉庫！